

全議 K 第 6 号
令和 3 年 6 月 17 日

各市議会議長 様

全国市議会議長会
会長 清水 富雄

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律
の成立について

日頃より本会の運営について、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
去る 6 月 10 日、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を
改正する法律」が成立し、同月 16 日公布・施行されました。

同法律は、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要である
ことに鑑み、政党等のより積極的な取組の実施、国・地方公共団体の施策の強化
のため、議員立法により、全会一致で成立したものです。

都道府県及び市町村に対しては、内閣府及び総務省から別添のとおり通知がな
されておりますが、主な内容は、

- 「地方公共団体の議会」が政治分野における男女共同参画の推進について積極的
に取り組むこととする（第 2 条第 4 項関係）。
- 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社
会的障壁及び取組の実態調査等を行うよう努めるものとする（新第 6 条関係）。
- 国及び地方公共団体は、議会・議員活動と家庭生活（妊娠、出産、育児、介護等）
との両立支援のための体制整備等を行うものとする（新第 8 条関係）。
- 国及び地方公共団体は、議員、立候補者等について、セクハラ・マタハラの発生
の防止を図るとともに、その問題の発生の防止に資する研修の実施、その問題に
係る相談体制の整備などの施策を講ずるものとする（新第 9 条関係）。
- 国及び地方公共団体は、模擬議会、議会・議員活動に対する関心を深める等のた
めの講演会開催の推進その他の人材育成及び活用に資する施策を講ずるもの
とする（新第 10 条関係）。
- 国及び地方公共団体は、実態調査等の結果を踏まえ必要な施策を講ずるもの
とする（新第 11 条関係）。

となっております。

本会といたしましては、両府省に同改正法の詳細について照会の上、各市議会へ情報提供を図るとともに、今後、国に対する要望事項の検討を行ってまいります。

つきましては、各市議会におかれましても同改正法の趣旨を踏まえ、各市の実情に応じて、適切な対応にご配慮いただきますようお願い申し上げます。